令和７年度「人権教育研究推進事業」研究指定校事業

都道府県・指定都市名（　神奈川県　）

１．基本情報

研究指定校名	神奈川県立横浜緑園高等学校

○これまでの研究指定等の状況

－

○学級数

24 学級（７クラスを８展開）

○児童生徒数

797 人（令和７年１月１日現在）

○URL

https://www.pen-kanagawa.ed.jp/y-ryokuen-h/

２．調査研究のテーマ、概要、指定理由

調査研究のテーマ	「学校の教育活動全体で組織的に行う人権教育～主体的に行動できる力の育成を目指して～」

○調査研究のテーマを設定した目的

本校は、平成 29 年に総合学科から単位制普通科に改編した。現在、総合学科で培われた生徒一人ひとりの豊かで多様な個性を伸ばすための学びを生かしつつ、教育活動に取り組んでいる。本校の課題として、主体性、自己肯定感、他者を尊重する意識、協働の態度や挑戦する気持ちの涵養等が挙げられる。これらの課題を踏まえ、グラデュエーションポリシーの１つに、「人と関わることを通し、自己と他者、自己と社会との関係を認識し、自らの在り方・生き方を考え、変化の激しい社会に適応し、主体的に行動できる力を育む」を掲げている。その実現に向けて、「主体的に学習に取り組む態度を育成する授業改善」「新学習指導要領に対応したＩＣＴ活用法（１人１台端末のよりよい活用法）」をテーマに組織的授業研究（研修会・授業実践・公開研究授業）を行い、授業を通して「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を主体的に身に付けようとする力の育成に取り組んできた。人権教育については、人権は人類普遍の権利であり、本校においても日常の教育活動の様々な場面において「人権を

尊重する意識の涵養」に努めてきたが、前述の課題を踏まえさらに、主体的に行動できる力の育成に取り組む必要がある。
　今回、人権教育の調査研究にあたり、これまでの本校の様々な取組を踏まえ、調査研究のテーマを「学校の教育活動全体を通して組織的に行う人権教育」とし、様々な活動の場面で人権教育に取り組むことにより、生徒の「生きた人権感覚」「社会活動に生かせる人権感覚」を育み、主体的に行動できる力の育成につながることを検証し、今後の人権教育の実践に役立つ研究としたい。

〇調査研究の概要

　すべての教育活動を改めて人権教育の場としてとらえることで､職員の人権意識の向上を図るとともに、自他の人権を大切にしていくことを意識し、行動できる生徒の育成に取り組み、効果等を検証する。具体として、組織的授業研究のテーマに新たに人権教育の実践を設定し、授業における指導法の工夫や各教科・科目、特別活動、総合的な探究の時間における教材開発などに組織的に取り組む。また、本校に設置された三ツ境支援学校分教室生徒との交流や様々な人権研修会を通じて「生きた人権感覚」を育む実践を行う。

〇指定理由

　横浜緑園高等学校は、学校教育目標の１つに「地域と連携・協働した取組により開かれた学校づくりをすすめ、地域の教育力を活用した教育活動を推進する」ことを教育の柱としている。かねてよりつながりのある三ツ境支援学校分教室等と連携し、人権教育を含む様々な活動に取り組むことで、誰もが大切にされ、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指した教育活動の充実を図る研究が期待できる。

３．取り組んだ人権課題

※　該当するものに〇印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題１つに◎印。
※　下線部は、令和７年度事業における重点課題。

① 子供	
② 女性	
③ 高齢者	
④ 障害者	〇
⑤ 同和問題	〇
⑥ アイヌの人々	〇
⑦ 外国人	◎
⑧−１ HIV 感染者等	
⑧−２ ハンセン病患者等	
⑨ 刑を終えて出所した人	
⑩ 犯罪被害者等	
⑪ インターネットによる人権侵害	〇
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	〇
⑬ 性的指向、性自認	〇
⑭ その他（　　）	

４．調査研究の内容等

〇調査研究の内容

【横浜緑園高等学校】
①教育活動全体を通じた取組
・生徒の人権感覚を健全に育むために、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に取り組む。
・「自己肯定感」や「他者を尊重する意識」（他者の考え方を尊重しながら意見や考えの違いを認め合う）を育成する取組を模索する。
②組織的授業研究を通じた取組
・「人権教育の実践」を「組織的授業研究（「主体的に学習に取り組む態度を育成する授業改善」「新学習指導要領に対応したＩＣＴ活用法」）」のテーマに加え、「授業を通じて人権感覚を育み、主体的に行動できる力の育成」に向けて、授業における指導法の工夫や各教科・科目、特別活動、総合的な探究の時間における教材開発などの実践を行い、効果を検証する。

③総合的な探究の時間を活用した取組
・総合的な探究の時間の探究テーマの１つに「人権」を設定し、様々な人権課題の理解、社会的背景の考察などの探究活動を通して、主体的な行動につなげていく。
④学校設定科目「手話Ⅰ・Ⅱ（学校設定教科「表現」に設置）」の授業における人権教育の実践
・手話の授業では、手話技術のみならず「聴覚障害者の困り感」など、障害者理解についての学びを深め、「障害者の人権」についても考え、人権感覚を育むことを目指した授業実践を行う。
⑤支援学校分教室との交流を通じた人権教育
・本校に設置された三ツ境支援学校分教室生徒との学校行事（文化祭・体育祭等）や部活動において、生徒会等を主体とした交流活動を通じて協働の態度の育成を図る。
⑥講演会や人権課題に精通した講師による授業、外部との連携による活動
・生徒が人権を自分事としてとらえられるよう、人権課題や人権の大切さについて学ぶ研修会・講演会を実施し、自分と異なる考え方や価値観に出会い、多様性を実感し、新たな気づきを得て、自らが主体的に行動できる力を育成する。
・教職員が、人権教育を推進するために必要な知見を身につけるため、人権課題に精通した講師を招聘して研修を行う。
・本校における人権教育に関する学びを普及させることを目指し、保護者、地域等に向けた人権研修会を実施する。
・外国につながりのある生徒がともに学んでいる状況を踏まえ、授業の中で多文化理解を進める授業実践を行うとともに、外国につながりのある生徒の理解を深め、支援について学ぶ人権研修会を実施する。
【神奈川県教育委員会】
・人権教育の推進において指導的立場にある教職員の資質と指導力向上を図るための研修講座（連続受講全８回）を実施する。
・研究指定校における人権教育の効果的な推進について協議し、今後の人権教育の研究の深化に資することを目的とした会議を年２回開催する。
・県立学校人権教育研修講座（全３回）において、令和６年度研究指定校（２校）研究報告により、研究成果を共有する。
・研究指定校において、校内人権教育研修会を実施するとともに、計画的・系統的授業実践やその検証などによる生徒の実態を踏まえた人権教育の推進について、必要に応じて県教育委員会は、指導・助言を行う。

〇実施方法

①校内研究活動の推進（教職員対象）
ア　「人権教育研修会」を月１回実施した。人権教育に関する調査・研究の進捗状況の共有と人権教育に関する情報を提供することで、教職員の人権意識を高め、授業実践につなげた。
イ　「人権に関する生徒意識調査」１回目（７月実施）の分析の結果、外国人に対する差別的意見が一定数見られたため、外部講師のフェリス女学院大学小ヶ谷千穂教授を招聘して「外国人差別に関する教職員研修会」を実施した。
ウ　「県立学校人権教育校内研修会」において、同和団体を招聘して教職員向け研修を行った。
エ　校内人権研修会を実施し、県主催の人権教育指導者養成研修講座（全８回）を

受講した教職員が「ＬＧＢＴＱ＋の子どもたちにとって安心な学校にしていくために」の内容を精選して教職員に伝達した。

オ　アイヌの人々の生活や文化を学ぶために「ウポポイ（民族共生象徴空間）」及び「国立アイヌ民族博物館」を訪問し、研修成果を芸術科「美術Ⅰ」の題材設定に活用した。

②授業、行事等の実践・取組（生徒対象）

ア　授業などの日常の活動

・「生徒の人権感覚を高める授業づくり」と「主体的に学習に取り組む態度の育成を目指す電子黒板の有効な活用法」の２つのテーマを実現させる公開研究授業の実施

・国語表現、歴史総合、美術Ⅰにおける人権課題の学びとその発展に係る授業実践

イ　講演会

・北朝鮮による拉致被害者家族連絡会代表横田拓也氏による生徒対象講演会（北朝鮮当局による拉致問題等）

・フェリス女学院大学小ヶ谷千穂教授による生徒対象講演会（外国人）

・関東学院大学江崎澄孝客員教授による「情報産業と社会」における授業内講演会（インターネットによる人権侵害）

・前田忍吉氏による「社会福祉基礎（手話）」における授業内講演会（障害者）

・年次単位の「人権教室」の取組

ウ　三ツ境支援学校横浜緑園分教室との交流（障害者）

③地域等への情報発信

ア　フェリス女学院大学小ヶ谷千穂教授による「外国人差別に関する生徒対象講演会」に関する保護者・地域・関連校教職員への広報

イ　学校運営協議会への情報提供

ウ　学校ホームページ及び報告書による研究内容の公開

〇検証・評価・改善・普及　※文頭の記号および数字は、〇実施方法　の記載に対応

①ア・生徒対象に年２回「人権に関する意識調査」を実施し、人権意識の変容を検証した。また、各取組において、丁寧な「振り返り」を実施し、生徒の意識・知識の定着を図るとともに、その後の行動につながるよう事後指導も含めた取組を行った。「他人ごと」から「自分ごと」へ意識が変化するとともに「様々な意見が存在する」という気付きが得られた。

①イ・外部講師による「外国人差別」に関する教職員研修会で学んだ「ケースメソッドの手法」を用い、生徒対象講演会の事前学習を実施した。その結果、生徒からは「外国人差別においての課題を理解しやすかった。」「当事者の気持ちが分かった」などの声があり、課題理解が進んだと考える。

①ウ・２つの同和団体を招聘して教職員向け研修を実施した。同和問題の歴史及び現状を再確認し、その後の授業に活用した結果、同和問題（部落差別）に対する生徒の正しい理解につなげることができた。

①エ・「校内人権研修会」（ＬＧＢＴＱ＋）を実施し、課題の現状とともに教職員は常に「知識」と「意識」の「バージョンアップ」が不可欠であることを再認識することができ、その後の生徒対応に活用することができた。

①オ・「アイヌの人々」に関する美術Ⅰの授業では、導入時、「あまり知らない」「全く知らない」と回答した生徒が約６割であったが、授業後のアンケートでは、

「アイヌの人々の人権課題」について、すべての生徒が「よく理解できた」「少し理解できた」と回答し変容が見られた。また、アイヌの人々の文化についても興味を持ち、理解を深めていた。

②ア・公開研究授業において、「言語文化」「文学国語」「歴史総合」「数学Ⅰ」「生物基礎」「保健」「英語コミュニケーションⅠ」「音楽Ⅰ」の研究授業を実施し、日常の授業の中でどのように人権を取り入れられたかについて、参加者からは、「授業の安心・安全の配慮ができている」「課題に対する取組みもよかった。」などの評価があり、改善点の検討と合わせ、その後の授業実践に生かすことができた。

②ア・日常の授業実践において、「国語表現」では、「子どもの人権」や「拉致問題」に取り組み、広く深く知識を得て、「拉致問題作文コンクール」への応募など、生徒個人の行動につながった。「歴史総合」では、「同和問題」の歴史を学ぶ中で、人権課題としての視点をもつことができた。「美術Ⅰ」では、知識のなかったアイヌの歴史や文化・芸術に触れることをとおして、知識を習得するだけでなく、人権の観点においても理解を深めることができた。

②ア・行事や授業においてアンケートや振り返り等を実施することで、生徒の人権に係る意識の変容を記録し、その情報を教職員間で共有することで、生徒の指導・支援に活用するとともに、その後の研究活動につなげた。

②イ・「外国人差別に関する生徒対象講演会」では、まんが『クラスメイトは外国人』の内容をベースにしたため生徒は興味関心を持ちやすく、多くの生徒が「自分ごと」として人権課題に向き合うことができた。まんがから抜粋したケースを生徒は事前学習し、講演会につなげた。生徒は「いろいろな立場や考え方」の人間がいることを再認識し、差別に関するそれぞれのケースで、自分はどう対応すべきかを考えることができた。

②イ・「拉致問題講演会」では、当事者の家族としての横田氏の言葉から「拉致問題」が過去の歴史ではなく現在も続く人権課題であることを理解することができた。また、多くの生徒が講演会の内容を家族に伝えるなどして、問題の風化を防ぐ態度が見られた。

②イ・授業内講演会において、「社会福祉基礎（手話）」では障害者ご本人の経験を直接聴くことで、授業内容と人権課題が密接に関わることが理解できた。

②イ・「インターネット」、「性」に係る人権教室ともに、人権課題としての視点から改めて「人権」を意識して考えることができた。

②ウ・三ツ境支援学校横浜緑園分教室との交流は、体育祭の競技参加や文化祭の企画参加（カフェ・作品展示）等、両校生徒共同で企画発案や準備が行われた。今後も更に交流を深めたい。

③ア・「外国人差別に関する講演会」では、保護者・地域住民のほか、フェリス女学院大学高大連携校に参加を呼びかけるなどして多くの参加が得られた。

③イ・学校運営協議会において、定期的に実践内容を報告し、委員からの意見を共有し、その後の研究活動に生かした。

③ウ・研究における取組内容を、本校ホームページなどを利用して公開し、広く周知に努めた。

③ウ・調査研究の実績報告書を作成し、全県立学校へ配付した。

５．人権教育にかかる年間指導計画

神奈川県立横浜緑園高等学校　人権教育全体計画

別添

国・県の教育目標・教育方針

・人権教育のための国連10年・人権のための世界計画
・子どもの権利条約
・日本国憲法
・教育基本法
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育の指導方法等の在り方について
・学習指導要領

・かながわ人権施策推進指針（第２次改定版）
・ともに生きる社会かながわ憲章
・かながわ教育ビジョン
・県立高等学校学校運営の重点課題
・人権教育ハンドブック

横浜緑園高等学校教育目標

・確かな学力の向上
・総合的な探究の時間の活用による希望進路の実現
・課題解決の学びに向かう力を育む
・豊かな人間性・社会性を培う
・開かれた学校づくり

横浜緑園高等学校人権教育目標

人権がすべての人に保障される社会の実現に向けて行動することができる生徒を育成する。
・自己の考えや気持ちを適切に表現することができる。
・他者の立場に立ち、その人の考えや気持ちを理解するための想像力や共感力を身につける。

各教科・領域等における指導の重点

各教科

・主体的に行動し、積極的に社会に貢献できる人材育成する。（カリキュラムポリシー）
・人権課題について、計画的に取り上げる。

特別活動

・学校行事・部活動・ボランティア活動など、地域に根差した取組みをすすめる。
・様々な協働体験を通じて、豊かな人間性や社会性を培い、自ら成長する力を育む。
（グラデュエーションポリシー）

総合的な探究の時間

・探究的な学習を重視し、生徒自らが課題を発見し、解決する力を育む。
・主体的に課題に取組む態度を養う。
（カリキュラムポリシー）

各年次の目標

１年次	・様々な学習や経験を通して、自分自身を見つめ直すとともに、他に対してもいろいろな考え方・感じ方があることを知る。 ・偏見や差別について学び、これらを許さない態度を養う。
２年次	・「人権」を通して自己と他者、自己と社会との関係を認識し、自ら考え主体的に行動する力を育てる。 ・課題を発見し、解決に必要な情報を入手する方法を身につける。
３年次	・何事に関しても主体的に行動し、広く社会全体に貢献できる。 ・具体的な態度や行動に現わすことができる「人権感覚」を身につける。

生徒指導

・規範意識を高め、校内及び地域社会において、責任ある行動がとれるようにする。
・組織的な教育相談体制を構築し、生徒一人ひとりに応じた支援を行う。

人権教育を支える環境の整備

【目標】
・一人ひとりが尊重され、存在が認められる環境
・自由に発言・発表・相談ができる安心と信頼感のある環境

【取組】
○教職員の「人権感覚」の向上
・組織的な教育相談の充実、研修の充実
○授業方法の改善
・授業公開による質の改善、生徒の主体的な参加を促す工夫

家庭・地域等との連携

【目標】
・情報の共有と発信

【取組】
・学校運営協議会の充実
・ホームページの充実
・学校行事の見学や参加
・地域行事への生徒参加
・小学校、中学校との教職員交流

年間の主な指導計画

	１年次	２年次	３年次
前期	人権意識調査・人権教室（インターネット） 分教室との交流（体育祭・部活動） 人権教室（性的志向・性自認） アンケート・人権研修会（全員対象）	人権意識調査・人権教室 分教室との交流（体育祭・部活動） アンケート・人権研修会（全員対象） 人権研修会（手話受講者）	人権意識調査 分教室との交流（体育祭・部活動） アンケート・人権研修会（全員対象） 人権研修会（手話受講者）
後期	分教室との交流（文化祭） 人権教室（拉致問題） 人権意識調査・アンケート	分教室との交流（文化祭） 人権研修会（情報産業と社会受講者） 人権意識調査・アンケート	分教室との交流（文化祭） 人権研修会（情報産業と社会受講者） 人権意識調査・アンケート

６．推進体制（都道府県・指定都市教育委員会等を含む）

【横浜緑園高等学校】

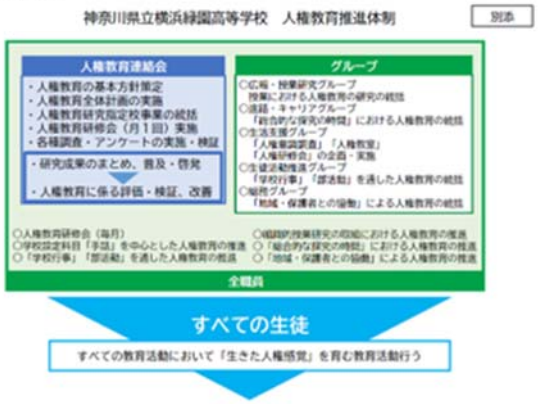

【神奈川県教育委員会】



※【研究指定校部会　構成員一覧】
○　神奈川県教育委員会教育局行政部行政課専任主幹（人権教育担当）
○　神奈川県教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ担当者
○　神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課人権教育担当指導主事
○　神奈川県教育委員会教育局支援部特別支援教育課人権教育担当指導主事
○　神奈川県立横浜緑園高等学校副校長
○　神奈川県立鎌倉支援学校副校長
○　神奈川県立横浜緑園高等学校担当者
○　神奈川県立鎌倉支援学校担当者

７．関連資料

外国人



緑園高校教員研修

2025.10. 31

日常の中の「差別」と向き合い、若者と向き合う
～「きれいごと」から「じぶんごと」へ～

フェリス女学院大学グローバル教養学部・心理コミュニケーション学科・教授
小ヶ谷千穂 ogaya_chiho@ferris.ac.jp

今日の流れ

1. 今回の研修の背景確認・主旨＆簡単に自己紹介：5分
2. 「差別」と向き合う①
   …差別の構造と背景：10分
3. 「差別」と向き合う②
   身近な差別に気づく
   …マイクロ・アグレッション：10分
4. 高校生・大学生と向き合う
   …「きれいごと」から「じぶんごと」へ
   ：ケース・メソッドの可能性 15分
5. 参考文献のご紹介など：10分

今回の研修のきっかけと、先生方からのご要望

・外国人を差別あるいは敵視する記述が見られた件。
…生徒のこのような意識が、どのような条件で発生し、どう拡大していくのか。
また、具体的な行為に至るには、どのような経緯をたどり、何をきっかけに実行されるのか。

・指導プログラムの提供
一定数いると思われる「差別意識を持つ在校生」を意識しながら、クラス単位（35人）あるいは、年次単位（280人）に対して、教員が実行できる指導プログラムを紹介してほしい。

日常の中の「差別」と向き合い、若者と向き合うために

★「差別」は、だれか特別な人がすることではない。

★「差別」は「他者への想像力の欠如」から生まれる

★若者と向き合う時
…「きれいごと」から「じぶんごと」へ

★大学教員である私の「じぶんごと」としても

1．簡単な自己紹介



主な研究テーマ

・研究分野… 国際社会学
・「国際移動とジェンダー」という研究課題

・フィールドとしての、送り出し国フィリピンおよび海外フィリピン人労働者（OVERSEAS FILIPINO WORKERS :OFWS）
→送り出し社会側から女性の国際移動をまなざしてみる
・最近は、移動する子ども・若者（「大人中心」の視点を相対化）、ミックス・ルーツの若者研究など

・フェリスでは「多文化共生」や「共生のフィールドワーク」系の授業、「ジェンダーとキャリア」副専攻＆ジェンダースタディーズセンター運営教員。





2．「差別」と向き合う①
…差別の「構造」

現在の社会背景

・あいまいな「外国人問題」というフレーミング
　「日本人ファースト」的発想の持つ力

・スケープゴートとしての「外国人」という"あいまいな"存在

・排外主義的なムードとSNSの影響

・在留外国人数の増加：最多が永住者、という現実

・インバウンド外国人や外国人投資家と、「身近な外国籍市民」をごちゃまぜにしがちな世論

「差別」をどうとらえるか‥

・声高に「差別してはいけない」とだけ叫ぶのではなく、まずは私が「差別する可能性」「差別してしまう可能性」を認める

・**マジョリティの「特権」を自覚する**
（自分が「マイノリティ」だ、と考えている場合でも、異なるマジョリティ性を持っている場合がある）

・よりよく他者を理解して生きていくために

— 10

3.「差別」と向き合う②
身近な差別に気づく …マイクロ・アグレッション

・マイクロアグレッションとは
…ありふれた日常の中にある、ちょっとした言動や状況。
意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱するような、敵意ある否定的な表現のこと

一般的に、「善意の人々によって、**意識できないレベルで行われている**」
…「さすが、**○○だから**上手だな」
「**女子なのに**○○ができるなんて、すごい」

・ある人が、（例えば有色人種、女性、LGBT)集団に属していることを理由として、日常的な何気ないやりとりの一瞬のなかで受ける中傷的なメッセージ

— 11

たとえば、こういう表現も「マイクロ・アグレッション」

○「英語がすごくお上手ですね」

○「君の肌の色など見ていないよ」

○「××くんは、やっぱりお父さんが△△の人だから、運動能力が高いんだね」

○「○○生はお嬢様だから‥」

— 12

マイクロ・アグレッションを「可視化」する

○**他者への想像力**を鍛える

○「クラスの中には、外国につながる人、障がいを持っている人、セクシュアル・マイノリティ、性被害経験者、生活困窮者、その他、"社会問題"として授業などで取り扱う"対象"の生徒自体がいる、という意識」が大切
←大学でも。学問的対象と、「距離を置きすぎない」

○**そういう生徒／学生が「いる」前提で、人権課題や社会問題について問いかける**

○大きく振りかざすよりも、身の回りの「じぶんごと」として

— 13

・「差別する側」についても、同じ。自分自身がそういうことをしていないかどうか。

・「偏見」「ステレオタイプ」から、誰もが自由ではない。

例）苦手なタイプ、特定の思想・態度への嫌悪感、恐怖

→それを「抱く」こと自体が問題だ、とすると、「なぜダメなのか」という話になってしまう。

14

4. 高校生・大学生と向き合う
…「きれいごと」から「じぶんごと」へ～「ケース・メソッド」 の可能性

○若者は、「きれいごと」が嫌いでは。

→表面的にはあわせるが、「結局、口だけじゃん」と内心思っているところがある。

○**「きれいごとを求めているわけではない」**というスタンスが大切か

→そのうえで、「じぶんごと」として、差別や人権問題に向き合えるようにどう促すか
「差別してはいけない」だけでは、もう通用しないのでは。

○自分も「そう思われる対象になる」ことはある。それを言われるとどういうダメージを受けるか。
－> 「コミュニケーション」に変換する。

— 15

★もしも、その相手が苦手、嫌い、なのであれば、それはその人の「属性」が問題なのではないはず。

しっかり向き合う。

－－> （権力以外に対する）「漠然とした恐怖」というのは、しばしば、誤解や偏見に基づいていることが多い。

「知らない」ことが恐怖につながることも。

— 16

ケース・メソッド というアクティヴ・ラーニング

・「正解がなく複雑な」ケース・ストーリーに沿って、「具体的」に特定の課題について考える方法。

・実際にその役割を演じてみる
ロールプレイ、ゲーム感覚。

・時間がないときには、場面設定だけ。
×：「○○について話し合ってみよう」
○：「あなたが○○だった場合、△△△という状況になったら、どのように考えるだろうか」

— 17

例：「外国人排斥」的な選挙演説に遭遇したら・・・

★「外国人が日本人の権利を奪っている」という言説をばらまくような選挙演説をしている候補者の前を、あなたは通りかかりました。
あなたと一緒に歩いていたのは、外国籍を持つ、あなたの大学での友人です。
あなた自身も、親の片方が外国出身者です。

Q1. あなたと、友人との間では、どのような会話になると思いますか。
Q2. あなたは、家に帰ったらこの演説の話を家族にどのように伝えますか。

— 18

フェリス生の答えは・・

19

5．参考文献などのご紹介（社会学的なものを中心に）



— 20







★FASIDのケース集

https://www.fasid.or.jp/case_library/2_index_detail.php

— 21

ご清聴、ありがとうございました！

手話





情報



横浜緑園高校「情報と人権」レジュメ　　関東学院大学　客員教授　江崎澄孝

1　人権とは

2　情報とは

3　犯罪捜査と人権、国民の知る権利・表現の自由(報道)と人権、ネットと人権

4　日本国憲法の基本三原則　　「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」

5　情報とは何か

①日常的な意味

②制度的・社会的意味

③技術的・理論的意味（情報理論）

④哲学的意味

⑤英語から考える「情報」の違い

6　具体例

(1)個人情報について

(2)サイバー犯罪と人権

(3)SNSの課題と使用の注意

7　人権を守るために

(1)人権とインターネット

(2)4R ＋ R

(3)Well-being　PERMA

8　まとめ

信頼できる相手とは「直接会って話をしよう」

北朝鮮当局によって拉致された被害者等



